

平成28年第11回

三股町農業委員会総会議事録

三股町農業委員会

平成28年第11回三股町農業委員会総会議事日程

平成28年11月28日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第42号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第5 議案第43号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第6 議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

平成28年第11回三股町農業委員会総会審議結果

議案第42号

農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 11 ）

議案第43号

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 7 ）

議案第44号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 15 ）

平成28年第11回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 11月28日(月曜日) 1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 11月28日(月曜日)

議 案 審 議

出席者

1番委員 新坂哲雄	8番委員 中村美和子
2番委員 福永スミ子	9番委員 出水 茂
4番委員 和田善秋	10番委員 上西幸一
5番委員 藏元順市	11番委員 前田 万
6番委員 小牧 力	12番委員 小倉休幸
7番委員 西村 登	13番委員 堀内和義
	14番委員 溝口良信

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 係 長

事務局 副主幹

(一 同 礼)
開 会 9 時 00 分

議長（溝口良信）

ただ今から平成 28 年第 11 回三股町農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員新坂さんと、2 番委員福永さんを指名いたします。

つづきまして日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は 1 日間に決定しました。

日程に従いまして、議事にはいります。

日程第 3、報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 9 件 10 筆 12,137 m²、田が 5 筆 5,308、畑が 5 筆 6,829 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書でございます。

賃貸借権の合意解約について報告するものでございます。

平成 28 年 10 月 19 日から平成 28 年 11 月 15 日までに届出されたものです。

農業経営基盤強化促進法による利用権の解約が 8 件でございます。解約の内容につきましては議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

ご質問等がなければ次の議案に進みます。

日程第 4、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてであります。
合計 11 件 20 筆 12,178 m²で、田が 10 筆 6,087 m²、畑が 10 筆 6,091 m²でございます。
詳細について担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 97 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地
大字長田字早馬田○○○○番○の計 1 筆で面積は 503 m²です。

97 番は渡人の要望の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな
いため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用する
こと、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も
越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（新坂 哲雄）

受付番号 97 番についてご報告します。溝口委員と現地確認等を行いました。場所
につきましては、航空写真をご覧ください。状況から見ても効率的に利用できると
見込まれます。利用用件、従事用件、調和用件など特に問題の無いものと判断し、
許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 97 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 97 番は許可することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 98 番と 99 番は関連がありますので、一括して説明いたします。受付番号
98 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字餅原
字下原○○○○番○の計 1 筆で面積は 1,435 m²です。

98 番は渡人の農業廃止の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当

しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。続きまして、受付番号 99 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字餅原字下原○○○番○の計 1 筆で面積は 1,435 m²です。99 番は渡人の農業廃止の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

7 番委員（西村登）

11 月 26 日に現地確認と本人聞取りを行いました。○○○○は勝岡の出身で、弟の○○○○さんの嫁さんが○○○○さんであります。無償で農地を提供する贈与になっております。利用条件、従事要件、調和要件など特に問題が無いと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 98 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 98 番は許可することに決定しました。

続きまして、受付番号 99 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 99 番は許可することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 100 番と 101 番は関連がありますので、一括して説明いたします。受付番

号100番、H28 11月15日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字宮村字下鷹○○○○番○の計1筆で面積は565㎡です。受付番号100番は渡人の要望による所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。続きまして、受付番号101番、H28 11月15日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字宮村字村前○○○○番と○○○○番の計2筆で面積はそれぞれ1,009㎡と1,476㎡の計2筆です。101番は渡人の要望による所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12番委員（小倉休幸）

受付番号100番と101番につきましては、前田委員の手伝いも頂き、11月26日に現地調査をしました。また、中村委員が別に現地調査を行っております。100番の場所につきましては、航空写真をご覧ください。受け人の方は新馬場に在住の方で、所有農地は鹿児島県東串良町に所有する1,683㎡の畑地を含めた、3,174㎡でございます。申請地までの通作距離は3.6キロメートル、軽トラックで9分程度となっております。耕作機械等の問題もあります。101番についても航空写真をご覧ください。登記簿、現況とも田が2筆であります。2,485平方メートルになります。100番同様、譲り受け人は新馬場在住の同一人物であります。農機具等はトラクター・田植え機などを贈与による所有になる予定であります。現在、勤務をしていた職場を退職し、実家が鹿児島県東串良町にて農業を営んでおり、以前から手伝いをしていましたが、これからは農業を本業とし規模拡大し経営を維持していく予定であるとのことです。また今回の申請の他、都城市高城町桜木の畑地2筆、1,239平方メートル取得の申請をなされております。なお、農業従事者は2名となっておりますが、利用要件・従事要件・調和要件など担当委員だけでは判断が難しい部分もありました。全員による現地調査をお願いし、許可の判断の可否についてお願いしたいものと思っています。という状況でしたが、今朝本人にお会いして聞き取り調査をしたところ、まず東串良町の○○さんの実家は、農業生産法人を設立し、現在40ヘクタールを耕作されております。トラクター・田植え機等の機械類は、いつでもこちらに持ってきて使用できる。その他にキングからの農機具リースの契約もしているということがございます。従事者は2名ということになっておりますが、従業員もいますので、いつでも連れてこられますということです。その辺りを総合的に確認したところ許可相当であると判断したところでした。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

5 番委員（藏元順市）

100 番ですが、現況では畑になっていますが、航空写真からは建物か何かあるのですか。

12 番委員（小倉休幸）

野菜を作っていました。建物は特にありません。

議長（溝口良信）

何か他にご質問はございませんか。

11 番委員（前田万）

先程の経営面積が、3,174 平方メートルという説明があったのですが、これは実際本人名義の土地なのか確認をしたのでしょうか。

事務局

はい、本人名義の土地と確認しております。

議長（溝口良信）

他にありませんか。受付番号 100 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 100 番は許可することに決定しました。続きまして受付番号 101 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 101 は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 102 番と 103 番は関連がありますので、一括して説明します。受付番号 102 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字長原○○○○番○の計 1 筆で面積はそれぞれ 668 m²です。102 番は交換による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべ

てを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。続きまして、受付番号 103 番、H28 11 月 15 日 受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字長原○○○○番○の計 1 筆で面積は 117 m²です。103 番は交換による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6 番委員（小牧力）

関連がありますので、受付番号 102 番と 103 番と一緒に説明させていただきます。102 番・103 番は 11 月 26 日に溝口会長と現地確認と本人聞取りを行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。受け人は水稻と林業を中心に生計を立てておられ、農地はすべて耕作しており、農作業に従事する方は 2 名でございます。状況から見て効果的利用が見込まれます。農地の規模拡大の為の所有権移転であります。利用要件、調和要件、従事要件等特に問題が無く、許可相当と判断しました。続きまして、103 番ですがこちらは、水稻と野菜を中心に農業経営をされておられます。こちらにも、利用条件、従事要件、調和要件等特に問題が無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 102 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 102 番は許可することに決定しました。続きまして、受付番号 103 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 103 番につきましては、許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 104 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字桶脇○○○○番○の計 1 筆で面積は 981 m²です。104 番は受人の要望による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6 番委員（小牧力）

11 月 26 日に福永委員と話し合っ、現地調査に行きました。現場は堀内委員が詳しいので、堀内委員も同行してもらいました。104 番につきましては、現地確認と本人聞き取りを行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。従事する農業者が 5 名となっております。申請人が耕作されていないという話もありました。その点も含めて皆さんに協議してもらえればと思います。

13 番委員（堀内和義）

場所は分かりにくいのですが、航空写真をご覧ください。この辺りは○○さんと○○さんが購入を進められています。以前全員で現場確認等行った場所でもあります。現在、この申請地につきましては今年が休耕地ということで、前作のイタリアンが刈った跡が残っております。今年の現状では、何も耕作されておられません。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

1 番委員（新坂哲雄）

○○さんが購入された農地は現在耕作されているのでしょうか。

13 番委員（堀内和義）

休耕田は現在耕作されておられません。それと植えていい所は植えています。この前確認をしたのですが、水稻の作付けしていい場所は作付けしてあります。

事務局

○○さんの件につきまして、農業振興係の方で耕作の実態ということで確認させて頂きましたが、今、堀内委員の方からお話があったとおり、休耕田については作付けの実態が無いということでしたが、水稻の農地については、自ら耕作されている

状況が確認とれております。あわせてご報告させていただきます。以上です。

議長（溝口良信）

今、ご報告もありましたとおり、作付けがされているということでございます。堀内委員と事務局長の報告から採決に移らせて頂きたいと思っております。宜しくお願いします。それでは、受付番号 104 番につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 104 番につきましては許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 105 番、H28 11 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字セカイ○○○○番・○○○○番・○○○○番・○○○○番○・○○○○番・○○○○番○・○○○○番の計 7 筆で面積はそれぞれ 468・720・265・23・600・319・261 m²です。

105 番は受人の要望による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

新坂委員報告をお願いします。

1 番委員（新坂哲雄）

場所の詳細につきましては、航空写真をご覧ください。ご主人がお亡くなりになられて、奥様が処分したいということで、今回の申請に至りました。特に問題が無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

この辺りを○○さんが所有されていて、集積したいということでの今回の申請だと思います。他に何もなければ、採決に移りたいと思っております。

11 番委員（前田万）

〇〇さんという方は、現在いらっしゃるのですか。

事務局

〇〇さんという方は、亡くなられた〇〇〇〇の〇〇の〇〇さんになります。

議長（溝口良信）

他に何かありませんか。無いようですから、受付番号 105 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 105 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 106 番と 107 番に関しては、関連がありますので一括して説明します。

受付番号 106 番、H28 11 月 15 日受付、受人 〇〇〇〇、渡人 〇〇〇〇、申請字長田字柳野〇〇〇〇番〇・〇〇〇〇番〇・〇〇〇〇番〇の計 3 筆で面積は 774・278・159 m²です。

106 番は受人の要望による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。続きまして、受付番号 107 番、H28 11 月 15 日受付、受人 〇〇〇〇、渡人 〇〇〇〇、申請地大字長田字柳野〇〇〇〇番〇の計 1 筆で面積は 122 m²です。

107 番は受人の要望による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6 番委員（小牧力）

受付番号 106 番・107 番関連がありますので、一括して報告いたします。11 月 26 日に溝口会長と一緒に現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。この場所は原野化進み荒廃地だったのですが、受け人が重機を投入しきれいに整地されています。受け人は水稻と林業を中心に農業経営をされています。

農作業に従事する人数は3名です。農地拡大の為の所有権移転であります。利用要件、調和要件、従事要件等特に問題が無く許可相当と判断しました。以上です。

5番委員（藏元順市）

106番と107番は距離はそれほど離れていないように見えるが、地理的にはどれくらいあるのでしょうか。

6番委員（小牧力）

場所はほぼ同じ場所にあります。

元々4枚ある場所を3枚に集積しているみたいです。

1番委員（新坂哲雄）

現在申請の上がっている場所で保留地はありません。107番は前所有者の〇〇さん手を加え集積している場所があります。境界が確定していない場所があります。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号106番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号106番は許可することに決定しました。

続きまして、受付番号107番につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号107番は許可することに決定しました。

つづきまして日程第5、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。

合計7件9筆6215.2㎡、田が4筆の2902㎡畑が5筆3313.2㎡であります。

詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 101、H28/11/14 受付、受人〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前〇〇〇〇-〇、畑、544 m² です。農地区分は第3種農地、権利内容は使用貸借権設定、転用目的は、貸家住まい解消の一般住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらは、一般住宅の基準面積500 m²を超えているが、親戚等の来客があった時の駐車スペース確保もあり土地利用上問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（福永スミ子）

101番の説明に入ります。11月25日に北部委員で現地調査を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。転用目的は一般住宅になります。祖父所有の農地を借りて建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理をします。周囲にはブロック塀を設置し、周囲の田畑に影響を及ぼさないように配慮します。以上の内容から許可相当と判断しました以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号101番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号101番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 102、H28/11/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇-〇、畑、366 m²です。農地区分は第2種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第2の1の（1）のホに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 102 番について説明します。11 月 25 日に北部委員 3 名で現地調査等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。転用目的は一般住宅になります。渡人は高齢で病弱で、耕作もできない状況みたいです。受け人は一般住宅建築になります。所要面積は 366 平方メートル、生活排水などは合併浄化槽にて処理をします。特に問題ないものと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 102 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 102 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 103、H28/11/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇-〇、田、538 m²です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらは、一般住宅の基準面積 500 m²を超えているが、運送業を営んでいるため自宅へは従業員等との協議のための来客が多く、駐車場の確保を含めた土地利用計画であり、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）のホに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 103 番につきましては、北部委員 3 名で 11 月 25 日に現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。受け人は貸家住まい解消の一般住宅建築になります。生活排水は合併浄化槽を設置し、北側の町道側溝に放流。敷

地内の雨水も自然排水にて処理をします。特に問題が無いものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 103 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 103 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 104、H28/11/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字明用〇〇〇〇-〇、田、999 m²、他 1 筆 計 2,293 m²です。農地区分は、農用地区域内農地です。権利の内容は賃貸借設定による H28. 10. 13 から 6 ヶ月間の一時転用です。転用目的は工事現場事務所等資材置場となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、農用地区域内農地です。農地法施行令第 10 条第 1 項第 1 号イに該当する一時的な利用であるため許可相当と判断いたします。なお、こちらは追認申請のため始末書が添付されております。始末書を読み上げます。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 104 番につきましては、北部委員 3 名で現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。この場所は〇〇さんが 5 条申請の際に、農業委員全員で現地確認等した場所になります。以前は〇〇さんが造園用の木を植えていたのですが、その後更地にされまして、〇〇さんが購入された後は、一時〇〇〇〇さんが 1.2 ヶ月程度、現場事務所として利用していたみたいです。9 月から〇〇〇〇の方で工事事務所と一時転用申請があがってきたみたいです。今後もこの場所については、注視していかなければならない農地だと考えます。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

11 番委員（前田万）

〇〇さんから〇〇さんに所有権が移転したのはいつごろなのでしょう。

13 番委員（堀内和義）

今年の1月ぐらいです。木が植えてあって〇〇さんに所有権移転した際に木が撤去されました。完全に木が撤去されたのは、5月ぐらいだと思います。話が変わりますが、一時転用は〇〇〇〇からの申請だったのでしょうか。

事務局

以前農業委員会の総会でも話がありましたので、10月に〇〇〇〇と現地確認に行きました。どの土木業者が関係しているのか確認しました。その場に現場事務所があり、従業員の方がいましたのでその場で「〇〇〇〇」を確認しました。その従業員の話だと地権者（〇〇さん）が事務所設置しても良い場所だということで、設置したようでした。事務局としては、本来この場所は農地として耕作すべき場所というのを説明した上で、必要があれば一時転用等の手続きをしてもらいたいと話しました。あくまでもこの場所は農地であるので、工事終了後は農地に復元をするということをお願いしてあります。

議長（溝口良信）

受付番号 104 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長（溝口良信）

賛成多数ですので、受付番号 104 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 105、H28/11/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇-〇、田、589 m²、他 1 筆 計 1,365 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は〇〇〇〇の駐車スペース不足解消の貸駐車場です。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

105 番につきましては、中央委員 3 名で 11 月 26 日に現地調査を行いました。申請

地の詳細は航空写真をご覧ください。〇〇〇〇の裏口側に薬局があります。その後ろが今回の申請地になります。〇〇〇〇が多い時には、患者が100人を超えるということで、その対応の駐車場建設になります。〇〇の〇〇〇さんの奥様の名義で購入されるということでございます。ここは三新土地改良区に入っており、転用決済金を期限内に支払えば許可が出る場所でございます。周囲の状況にも住宅地であり問題が無いと思われませんが、そのまま駐車場設置となると水路等に悪影響が出る恐れがありますが、もし用水路を破損、汚損した場合には弁償をするといった旨の意見書も出ています。その他は特に問題がないと判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号105番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号105番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号106、H28/11/15受付、受人〇〇〇〇 他1名、渡人：〇〇〇〇 他1名、申請地：稗田〇-〇〇、畑、254.20㎡です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10番委員（上西幸一）

受付番号106番につきましては、中央地区3名で11月25日に現地調査等を行いました。申請地の詳細につきましては、航空写真をご覧ください。渡し人は共有名義になっている場所です。それぞれが東京都と埼玉県に在住しております。土地の管理がままならず今回売却に至りました。受け人は三股町内に土地を探しており、希望の土地が見つかり住宅建築を行います。汚水、生活排水につきましては、公共下水道にて処理します。雨水につきましては、雨水枡を設置し近接側溝に放流します。

特に問題は無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か意見、質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 106 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 106 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 107、H28/11/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇-〇、畑、855 m²です。農地区分は第2種農地、売買による所有権移転、転用目的は従業員駐車場です。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第2の1の（1）のホに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

9 番委員（出水茂）

受付番号 107 番につきましては、南部班 3 名で現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。都城市の浄水場がありますが、その西側に位置する畑でございます。受け人は〇〇〇〇を運営されていて、今回従業員用の駐車場を建設されるということです。付近の農地には被害が及ばないようにブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ十分な対策を施すということでございます。雨水等については地下浸透等で処理を行い、特に問題がないものと判断します。

議長（溝口良信）

何か意見、質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 107 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 107 番は承認することに決定しました。

続きまして、日程第 6、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。

今回、所有権が 4 件 8 筆 8,140 m²、田が 8 筆の 8,140 m²でございます。利用権設定については、合計が 11 件 27 筆 24,374 m²、田が 21 筆 17,162 m²、畑が 6 筆 7,212 m²でございます。利用権設定の内訳としまして、通常利用権設定の合計が 6 件 17 筆 16,312 m²、田が 13 筆 12,773 m²、畑が 4 筆 3,539 m²。農地中間管理機構による利用権の設定は、合計 5 件 10 筆 8,062 m²、田が 8 筆 4,389 m²、畑が 2 筆 3,673 m²であります。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

所有権移転各筆明細は 12 ページに記載されております。そして利用権設定の各筆明細ですが、13 ページから 15 ページに記載されております。まず 12 ページの利用権設定各筆明細についてであります。何かご質問ご意見はございませんか。

それでは何もありませんので 13 ページから 15 ページの利用権設定について何かご質問、ご意見はありませんか。

（個別審議により担当委員から「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

利用権設定及び所有権移転について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、利用権及び所有権移転については、承認することに決定いたしました。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。しばらく休憩とします。

休 憩 10 時 35 分

再 開 10 時 55 分

それでは只今より全員協議会にはいります。何か協議会に諮ることはございませんか。

事務局

1. 会長あいさつ
2. 今後の行事日程について
3. 非農地判定協議 平成 29 年 12 月 9 日（火） 午前 9 時から
4. その他
 - ・*2017 年農業委員手帳配布

議長（溝口良信）

本日は、全議案慎重審議くださりましてありがとうございました。
これで第 11 回三股町農業委員会総会を終了します。

閉 会 11 時 30 分